

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(41)……………	3
江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(42)……………	23
江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(43)……………	24

◎規 則

江東区老人福祉法施行細則及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則(93)……………	30
江東区会計事務規則の一部を改正する規則(94)……………	30
江東区保育費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則(95)……………	31
江東区認定こども園及び家庭的保育事業等における保育費用に関する規則の一部を改正する規則(96)……………	31
江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(97)……………	31
江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(98)……………	43

◎規 則(教)

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(10)……………	43
江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則(11)……………	47
江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(12)……………	48
江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(13)……………	48
江東区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(14)……………	48
江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(15)……………	49
江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則(16)……………	49

◎訓 令(教)

江東区立学校の警備業務に従事する職員勤務規程等の一部を改正する規程(1)……………	57
---	----

◎告 示

違法放置等物件の告示について(414)……………	58
指定居宅介護支援事業所の指定について(416)……………	58
保管自転車の処分について(令和6年10月下旬)(418)……………	58
行旅死亡人の告示について(421)……………	58
特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について(424)……………	58
特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について(425)……………	59
令和元年10月1日江東区告示第270号の一部改正について(426)……………	59
特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について(428)……………	59
特定子ども・子育て支援施設等の確認の効力の停止について(429)……………	59
指定管理者の指定について(塩浜児童館)(430)……………	60
指定管理者の指定について(塩浜福祉会館)(431)……………	60
指定管理者の指定について(大島福祉会館)(432)……………	60
第4回区議会定例会の招集について(433)……………	60
指定管理者の指定について(子ども家庭支援センター)(434)……………	60
保管自転車の処分について(令和6年11月上旬)(439)……………	61
指定管理者の指定について(区立都市公園の一部)(440)……………	61
指定管理者の指定について(区民農園)(441)……………	64
令和6年度会計年度任用職員の報酬の額の告示について(450)……………	64
都市計画の案について(451)……………	68
都市計画の案について(452)……………	68
都市計画の案について(453)……………	68
都市計画の案について(454)……………	68
都市計画の案について(455)……………	69
特別区道路線の区域の変更について(457)……………	69
令和6年10月11日江東区告示第375号の一部改正について(461)……………	71
指定居宅介護支援事業所の指定について(463)……………	71

保管自転車の処分について (令和 6 年 11 月下期) (470)	71
--	----

◎告 示 (教)

令和 6 年第 11 回江東区教育委員会定例会 の招集(17)	71
指定管理者の指定について (図書館) (18) ...	71
令和 6 年第 6 回江東区教育委員会臨時会の 招集(19)	72

◎告 示 (選)

選挙人名簿からの抹消(64)	72
選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、 3 分の 1 の数及び 6 分の 1 の数(65)	72

◎区 議 会

区議会議決事項 (令和 6 年第 4 回定例会) ...	73
------------------------------	----

条	例
---	---

江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年11月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第41号

江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 江東区職員の給与に関する条例（昭和30年4月江東区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項第1号中「26万8,500円」を「27万5,700円」に改める。

第27条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改め、同項ただし書中「100分の102.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の130」に、「100分の67.5」を「100分の72.5」に、「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の58.75」を「100分の63.75」に改める。

第27条の4第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の140」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の55」を「100分の60」に、「100分の130」を「100分の140」に、「100分の63.75」を「100分の68.75」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 (第 6 条関係)

ア 行政職給料表 (一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
1		177,400	231,500	254,100	276,700	303,500	379,400
2		178,500	232,400	255,500	278,600	305,700	382,000
3		179,600	233,300	256,900	280,500	307,900	384,600
4		180,800	234,300	258,300	282,400	310,100	387,200
5		182,000	235,300	259,800	284,400	312,400	389,900
6		183,200	236,400	261,400	286,300	314,600	392,600
7		184,400	237,500	263,000	288,200	316,900	395,300
8		185,600	238,600	264,600	290,200	319,200	398,100
9		186,800	239,800	266,300	292,200	321,500	400,900
10		188,000	241,000	268,000	294,100	323,900	403,700
11		189,400	242,200	269,800	296,100	326,200	406,500
12		190,700	243,400	271,600	298,100	328,600	409,300
13		192,000	244,600	273,400	300,100	330,900	412,100
14		193,500	245,900	275,200	302,100	333,300	414,900
15		195,000	247,200	277,000	304,100	335,600	417,700
16		196,500	248,500	278,900	306,100	338,000	420,500
17		198,000	249,900	280,800	308,000	340,300	423,400
18		199,700	251,300	282,600	309,900	342,700	426,300
19		201,600	252,700	284,500	311,900	345,100	429,200
20		203,400	254,100	286,400	313,900	347,400	432,100
21		205,200	255,600	288,300	315,900	349,700	435,000
22		207,000	257,100	290,100	317,900	352,200	438,000
23		208,900	258,600	292,000	319,800	354,600	441,100
24		210,800	260,100	293,900	321,800	357,000	444,100
25		212,600	261,600	295,800	323,800	359,300	447,100
26		214,500	263,100	298,100	326,200	361,700	449,900
27		216,500	264,600	300,500	328,700	364,100	452,700
28		218,300	266,100	302,900	331,200	366,500	455,400
29		220,000	267,700	305,300	333,700	369,100	458,000
30		220,900	269,800	307,200	335,900	371,900	460,600
31		221,600	271,900	309,000	338,000	374,700	463,100
32		222,300	274,000	310,800	340,100	377,500	465,500
33		223,000	276,200	312,600	342,200	380,300	467,700
34		223,800	277,600	314,400	344,200	382,800	469,800
35		224,600	279,000	316,200	346,200	385,100	471,800
36		225,500	280,400	318,000	348,300	387,400	473,900
37		226,400	281,900	319,800	350,400	389,800	475,800
38		227,300	283,300	321,600	352,500	392,200	477,600

39	228,300	284,700	323,400	354,600	394,500	479,200
40	229,200	286,100	325,200	356,600	396,700	480,800
41	230,300	287,400	327,000	358,600	398,900	482,300
42	231,400	288,700	328,800	360,600	401,200	483,800
43	232,600	290,100	330,600	362,600	403,400	485,200
44	233,800	291,500	332,400	364,500	405,600	486,600
45	235,100	292,800	334,100	366,400	407,700	487,900
46	236,200	294,100	335,800	368,200	409,700	489,300
47	237,300	295,500	337,500	370,100	411,700	490,500
48	238,500	296,800	339,300	372,000	413,600	491,700
49	239,800	298,200	341,100	373,900	415,500	492,800
50	240,900	299,600	342,800	375,700	417,200	494,000
51	242,000	300,900	344,500	377,600	418,800	495,000
52	243,200	302,200	346,200	379,300	420,200	496,000
53	244,400	303,500	348,000	381,000	421,600	497,000
54	245,500	304,800	349,700	382,700	423,000	497,900
55	246,600	306,100	351,400	384,400	424,300	498,800
56	247,800	307,400	353,000	385,900	425,400	499,700
57	249,000	308,700	354,600	387,400	426,500	500,500
58	250,100	310,000	356,200	388,900	427,600	501,300
59	251,200	311,200	357,800	390,400	428,700	502,100
60	252,400	312,500	359,400	391,900	429,600	502,800
61	253,600	313,800	361,000	393,300	430,500	503,500
62	254,700	315,100	362,600	394,600	431,400	504,200
63	255,900	316,400	364,100	395,900	432,200	504,800
64	257,100	317,700	365,600	397,100	433,000	505,400
65	258,200	318,900	367,100	398,200	433,800	506,000
66	259,300	320,200	368,600	399,200	434,500	506,600
67	260,500	321,500	370,100	400,200	435,300	507,100
68	261,600	322,800	371,500	401,200	436,000	507,600
69	262,800	324,000	372,900	402,200	436,600	508,100
70	263,900	325,300	374,200	403,000	437,300	508,600
71	265,100	326,600	375,500	403,900	437,900	509,100
72	266,200	327,800	376,700	404,700	438,500	509,600
73	267,400	329,100	377,800	405,500	439,000	510,100
74	268,500	330,300	378,800	406,200	439,500	510,600
75	269,600	331,500	379,800	406,900	440,000	511,100
76	270,800	332,600	380,700	407,600	440,600	511,600
77	272,000	333,700	381,700	408,300	441,200	512,100
78	273,100	334,800	382,600	408,900	441,800	512,600
79	274,300	335,800	383,500	409,600	442,400	513,100
80	275,500	336,800	384,200	410,200	442,800	513,600
81	276,600	337,600	385,000	410,800	443,300	514,100
82	277,800	338,500	385,800	411,300	443,800	514,600
83	278,900	339,300	386,500	411,800	444,300	515,100

84	280,000	340,100	387,100	412,300	444,800	515,600
85	281,200	340,700	387,800	412,800	445,300	516,100
86	282,300	341,400	388,400	413,200	445,800	516,600
87	283,500	342,000	389,000	413,700	446,200	517,100
88	284,600	342,600	389,500	414,200	446,700	517,600
89	285,800	343,200	390,000	414,600	447,200	518,100
90	287,000	343,800	390,500	415,100	447,700	
91	288,100	344,400	391,000	415,600	448,200	
92	289,200	344,900	391,500	416,000	448,700	
93	290,400	345,400	392,000	416,400	449,100	
94	291,600	345,900	392,500	416,900	449,600	
95	292,800	346,400	393,000	417,400	450,100	
96	293,900	346,900	393,500	417,800	450,600	
97	295,000	347,400	393,900	418,200	451,100	
98	296,200	347,800	394,300	418,600	451,600	
99	297,400	348,300	394,800	419,000	452,100	
100	298,600	348,800	395,300	419,400	452,600	
101	299,600	349,300	395,800	419,800	453,100	
102	300,700	349,700	396,300	420,200	453,600	
103	301,800	350,200	396,800	420,600	454,100	
104	302,800	350,700	397,200	421,000	454,600	
105	303,700	351,200	397,600	421,400	455,100	
106	304,700	351,600	398,000	421,800	455,600	
107	305,600	352,000	398,400	422,200	456,100	
108	306,500	352,400	398,800	422,600	456,600	
109	307,400	352,800	399,200	423,000	457,100	
110	308,200	353,200	399,600	423,400		
111	309,000	353,600	400,000	423,800		
112	309,800	354,000	400,400	424,200		
113	310,400	354,400	400,800	424,600		
114	311,100	354,800	401,200	425,000		
115	311,700	355,200	401,600	425,400		
116	312,300	355,600	402,000	425,800		
117	312,800	356,000	402,400	426,200		
118	313,300	356,400	402,800	426,600		
119	313,700	356,800	403,200	427,000		
120	314,100	357,200	403,600	427,400		
121	314,400	357,600	404,000	427,800		
122	314,800		404,400	428,200		
123	315,200		404,800	428,600		
124	315,600		405,200	429,000		
125	316,000		405,600	429,400		
126	316,300		406,000	429,800		
127	316,700		406,400	430,200		
128	317,100		406,800	430,600		

	129	317,500		407,200	431,000		
	130	317,900		407,600			
	131	318,300		408,000			
	132	318,700		408,400			
	133	319,000		408,800			
	134	319,400					
	135	319,700					
	136	320,000					
	137	320,300					
	138	320,600					
	139	320,900					
	140	321,200					
	141	321,500					
	142	321,800					
	143	322,100					
	144	322,400					
	145	322,700					
	146	323,000					
	147	323,300					
	148	323,600					
	149	323,900					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		200,400	235,400	274,000	292,100	316,600	384,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第 23 条に規定する職員を除く。

イ 行政職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	161,800	225,100	242,000	248,600
	2	162,500	226,000	243,600	250,200
	3	163,200	227,300	245,200	251,900
	4	163,900	228,600	246,900	253,600
	5	164,600	229,900	248,500	255,400
	6	165,300	231,300	250,100	257,000
	7	166,000	232,600	251,700	258,800
	8	166,700	233,900	253,300	260,500
	9	167,400	235,300	255,200	262,300
	10	168,100	237,200	257,000	264,000
	11	168,800	239,000	259,000	265,800
	12	169,500	240,800	261,100	267,500
	13	170,200	242,700	263,100	269,200
	14	171,200	244,000	264,800	270,900
	15	172,200	245,200	266,400	272,600
	16	173,200	246,500	267,900	274,300
	17	174,200	247,800	269,500	276,100
	18	175,300	249,000	271,000	277,800
	19	176,400	250,300	272,600	279,500
	20	177,500	251,500	274,100	281,300
	21	178,700	252,600	275,700	283,100
	22	179,900	253,800	277,200	285,100
	23	181,100	255,000	278,800	287,300
	24	182,300	256,200	280,300	289,500
	25	183,400	257,400	281,900	291,700
	26	184,600	258,500	283,400	293,600
	27	186,000	259,700	285,000	295,400
	28	187,300	260,900	286,500	297,200
	29	188,500	262,100	288,000	299,100
	30	190,000	263,300	289,500	300,800
	31	191,500	264,500	290,900	302,600
	32	192,500	265,600	292,500	304,400
	33	193,500	266,800	294,000	306,200
	34	195,200	267,900	295,500	308,100
	35	197,000	269,100	297,000	309,900
	36	198,700	270,200	298,400	311,700
	37	200,200	271,300	300,000	313,400
	38	201,000	272,500	301,400	315,200
	39	201,700	273,500	302,900	316,900
	40	202,300	274,700	304,300	318,600
	41	202,900	275,800	305,700	320,200

42	203,700	277,000	307,000	321,800
43	204,400	278,100	308,400	323,500
44	205,200	279,300	309,800	325,100
45	206,000	280,300	311,200	326,800
46	206,800	281,500	312,600	328,400
47	207,800	282,600	313,900	330,000
48	208,600	283,700	315,100	331,500
49	209,600	284,800	316,400	333,000
50	210,600	285,900	317,700	334,500
51	211,700	287,100	319,000	336,000
52	212,800	288,100	320,200	337,300
53	213,900	289,300	321,400	338,600
54	214,900	290,300	322,600	339,900
55	215,900	291,400	323,700	341,200
56	216,800	292,400	324,700	342,500
57	217,700	293,500	325,700	343,700
58	219,200	294,300	326,500	344,900
59	220,200	295,200	327,400	346,000
60	221,300	296,000	328,200	347,100
61	222,400	296,800	329,000	348,000
62	223,400	297,500	329,800	348,900
63	224,400	298,200	330,600	349,800
64	225,500	298,900	331,200	350,600
65	226,600	299,500	331,900	351,500
66	227,600	300,100	332,600	352,200
67	228,600	300,600	333,200	353,000
68	229,700	301,100	333,700	353,700
69	230,800	301,700	334,300	354,400
70	231,800	302,200	334,800	355,000
71	232,900	302,700	335,300	355,600
72	234,000	303,200	335,700	356,200
73	235,000	303,600	336,200	356,900
74	236,000	304,000	336,600	357,400
75	237,100	304,500	337,000	358,000
76	238,100	304,900	337,500	358,500
77	239,100	305,400	337,900	359,000
78	240,100	305,700	338,300	359,500
79	241,200	306,200	338,800	359,900
80	242,200	306,600	339,200	360,400
81	243,300	307,000	339,500	360,800
82	244,300	307,400	339,900	361,100
83	245,300	307,800	340,300	361,600
84	246,400	308,300	340,700	362,000
85	247,500	308,700	341,200	362,400
86	248,500	309,100	341,600	362,800
87	249,600	309,400	342,000	363,200
88	250,700	309,800	342,400	363,600

89	251, 700	310, 100	342, 700	363, 900
90	252, 800	310, 500	343, 100	364, 400
91	253, 800	310, 800	343, 400	364, 800
92	254, 800	311, 200	343, 800	365, 200
93	255, 900	311, 500	344, 100	365, 500
94	256, 900	311, 900	344, 500	365, 900
95	258, 000	312, 200	344, 800	366, 200
96	259, 000	312, 600	345, 100	366, 600
97	260, 100	312, 900	345, 500	366, 900
98	261, 200	313, 300	345, 800	367, 300
99	262, 200	313, 600	346, 200	367, 600
100	263, 200	314, 000	346, 500	368, 000
101	264, 300	314, 300	346, 900	368, 300
102	265, 400	314, 700	347, 200	368, 700
103	266, 400	315, 100	347, 600	369, 000
104	267, 400	315, 500	347, 900	369, 400
105	268, 500	315, 900	348, 200	369, 700
106	269, 500	316, 300	348, 600	370, 100
107	270, 600	316, 700	348, 900	370, 400
108	271, 700	317, 100	349, 300	370, 800
109	273, 000	317, 500	349, 600	371, 100
110	273, 800	317, 800	350, 000	371, 500
111	274, 600	318, 100	350, 300	371, 800
112	275, 500	318, 400	350, 700	372, 100
113	276, 400	318, 700	351, 000	372, 500
114	277, 300	319, 000	351, 400	372, 800
115	278, 100	319, 300	351, 700	373, 200
116	278, 900	319, 600	352, 000	373, 500
117	279, 700	319, 900	352, 400	373, 900
118	280, 500	320, 200	352, 800	374, 200
119	281, 200	320, 500	353, 200	374, 600
120	281, 900	320, 800	353, 600	374, 900
121	282, 500	321, 100	354, 000	375, 300
122	283, 100	321, 300	354, 400	
123	283, 600	321, 500	354, 800	
124	284, 200	321, 700	355, 200	
125	284, 600	321, 900	355, 600	
126	285, 100	322, 100	356, 000	
127	285, 500	322, 300	356, 400	
128	285, 800	322, 500	356, 800	
129	286, 100	322, 700	357, 200	
130	286, 500	322, 900	357, 600	
131	286, 800	323, 100	358, 000	
132	287, 200	323, 300	358, 400	
133	287, 600	323, 500	358, 800	
134	287, 900	323, 600	359, 200	
135	288, 200	323, 700	359, 600	

	136	288,600	323,800	360,000	
	137	288,900	323,900	360,400	
	138	289,300	324,000	360,800	
	139	289,700	324,100	361,200	
	140	290,000	324,200	361,600	
	141	290,300	324,300	362,000	
	142	290,700	324,400	362,400	
	143	290,900	324,500	362,800	
	144	291,200	324,600	363,200	
	145	291,500	324,700	363,600	
	146	291,700	324,800	364,000	
	147	292,000	324,900	364,400	
	148	292,300	325,000	364,800	
	149	292,600	325,100	365,200	
	150	292,800		365,600	
	151	293,100		366,000	
	152	293,400		366,400	
	153	293,700		366,800	
	154	293,900		367,100	
	155	294,200		367,400	
	156	294,500		367,700	
	157	294,700		368,000	
	158	295,000			
	159	295,300			
	160	295,600			
	161	295,900			
	162	296,200			
	163	296,500			
	164	296,800			
	165	297,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 216,300	円 227,500	円 248,600	円 279,800

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第 2 (第 6 条関係)

ア 医療職給料表 (一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
1		243,400	344,800	425,400
2		246,000	348,100	428,200
3		248,600	351,800	431,000
4		251,000	355,200	433,800
5		253,500	358,800	436,800
6		256,100	362,300	439,500
7		258,400	365,900	442,300
8		261,100	369,200	445,000
9		263,800	372,800	447,700
10		266,600	376,900	450,400
11		269,600	381,000	453,100
12		272,400	385,000	455,800
13		275,400	388,900	458,600
14		279,300	392,600	461,400
15		283,200	396,200	464,200
16		286,700	399,800	466,800
17		290,300	403,400	469,400
18		293,800	406,200	471,900
19		297,000	408,800	474,700
20		300,500	411,300	477,300
21		304,000	414,000	480,000
22		307,200	416,500	482,700
23		310,300	419,200	485,400
24		313,300	421,600	487,800
25		316,400	423,800	490,600
26		319,600	426,200	493,200
27		322,400	428,500	495,600
28		325,600	430,900	498,000
29		328,700	433,500	500,600
30		331,800	435,700	503,100
31		334,800	438,300	505,100
32		338,000	440,700	507,400
33		340,700	443,100	509,500
34		343,900	445,500	511,800
35		346,600	447,500	514,000
36		349,300	449,500	516,400
37		352,400	451,500	518,300
38		355,500	453,500	520,100
39		358,800	455,800	522,100
40		361,300	457,700	524,000
41		363,900	459,800	526,200

42	366, 600	461, 700	527, 600
43	369, 200	463, 700	529, 200
44	371, 300	465, 500	530, 900
45	373, 500	467, 100	532, 600
46	375, 800	468, 900	533, 700
47	378, 400	470, 600	535, 000
48	380, 700	472, 200	536, 100
49	382, 800	473, 800	537, 400
50	384, 200	475, 300	538, 600
51	385, 400	476, 700	539, 800
52	386, 600	478, 000	540, 900
53	387, 900	479, 200	542, 000
54	389, 100	480, 300	543, 000
55	390, 400	481, 200	544, 000
56	391, 700	482, 100	544, 900
57	392, 900	483, 000	545, 800
58	394, 300	483, 600	546, 700
59	395, 200	484, 700	547, 600
60	396, 400	485, 800	548, 600
61	397, 100	486, 700	549, 600
62	398, 000	487, 400	550, 500
63	398, 600	488, 200	551, 600
64	399, 400	489, 000	552, 600
65	400, 300	489, 600	553, 600
66	400, 900	490, 400	554, 600
67	401, 500	491, 000	555, 500
68	402, 400	491, 700	556, 500
69	402, 900	492, 300	557, 500
70	403, 500	492, 800	558, 500
71	404, 300	493, 100	559, 500
72	404, 900	493, 600	560, 400
73	405, 500	494, 100	561, 400
74	406, 100	494, 600	562, 400
75	406, 700	495, 000	563, 300
76	407, 400	495, 400	564, 200
77	408, 100	495, 800	565, 200
78	408, 700	496, 100	566, 100
79	409, 300	496, 500	567, 000
80	409, 900	497, 000	567, 800
81	410, 600	497, 500	568, 700
82	411, 000	497, 900	569, 500
83	411, 500	498, 300	570, 400
84	412, 200	498, 800	571, 200
85	413, 100	499, 400	572, 000
86	413, 600	500, 000	572, 800
87	414, 200	500, 500	573, 600
88	414, 900	500, 900	574, 300
89	415, 500	501, 400	575, 000

	90	415,900	502,000	575,700
	91	416,400	502,500	576,500
	92	416,900	503,000	577,300
	93	417,300	503,500	578,000
	94	417,700	504,100	578,800
	95	418,100	504,600	579,500
	96	418,600	505,100	580,200
	97	419,100	505,600	580,900
	98	419,500	506,100	581,500
	99	420,000	506,600	582,200
	100	420,400	507,200	582,900
	101	420,800	507,700	583,600
	102	421,200	508,200	584,300
	103	421,600	508,700	584,900
	104	422,100	509,300	585,500
	105	422,600	509,800	586,300
	106	423,100		587,000
	107	423,600		587,700
	108	424,100		588,400
	109	424,500		589,000
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 299,200	円 360,900	円 422,200

備考 この表は、医師等で人事委員会が定めるものに適用する。

イ 医療職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
1		178,100	232,900	254,600	277,200	303,500
2		179,300	233,800	256,000	278,900	305,700
3		180,500	234,700	257,400	280,700	307,900
4		181,700	235,700	258,800	282,500	310,100
5		182,900	236,700	260,300	284,500	312,400
6		184,200	237,700	261,900	286,400	314,600
7		185,500	238,700	263,500	288,300	316,900
8		186,800	239,700	265,100	290,300	319,200
9		188,100	240,700	266,800	292,300	321,500
10		189,500	241,800	268,500	294,200	323,900
11		191,000	242,900	270,300	296,200	326,200
12		192,400	244,000	272,000	298,200	328,600
13		193,800	245,100	273,700	300,200	330,900
14		195,300	246,300	275,400	302,200	333,300
15		196,800	247,600	277,200	304,200	335,600
16		198,400	248,900	279,100	306,200	338,000
17		200,000	250,300	281,000	308,100	340,300
18		201,800	251,700	282,800	310,000	342,700
19		203,700	253,100	284,700	312,000	345,100
20		205,500	254,500	286,600	314,000	347,400
21		207,300	256,000	288,500	316,000	349,700
22		209,000	257,500	290,300	318,000	352,200
23		210,800	259,000	292,200	319,900	354,600
24		212,600	260,500	294,100	321,900	357,000
25		214,200	262,000	296,000	323,900	359,300
26		215,900	263,500	298,300	326,300	361,700
27		217,700	265,000	300,700	328,800	364,100
28		219,400	266,500	303,100	331,300	366,500
29		221,100	268,100	305,500	333,800	369,100
30		222,000	270,200	307,300	336,000	371,900
31		222,800	272,300	309,000	338,100	374,700
32		223,600	274,400	310,800	340,200	377,500
33		224,500	276,500	312,700	342,300	380,300
34		225,400	277,800	314,400	344,300	382,800
35		226,300	279,200	316,200	346,300	385,100
36		227,300	280,600	318,000	348,400	387,400
37		228,200	282,100	319,900	350,500	389,800
38		229,000	283,500	321,600	352,600	392,200
39		229,900	284,800	323,400	354,600	394,500
40		230,900	286,100	325,200	356,600	396,700
41		231,900	287,500	327,000	358,600	398,900

42	232,800	288,700	328,800	360,600	401,200
43	233,800	290,100	330,600	362,600	403,400
44	234,800	291,500	332,400	364,500	405,600
45	235,700	292,900	334,100	366,400	407,700
46	236,900	294,200	335,800	368,200	409,700
47	238,100	295,600	337,500	370,100	411,700
48	239,300	296,900	339,300	372,000	413,600
49	240,700	298,300	341,100	373,900	415,500
50	242,000	299,700	342,800	375,700	417,200
51	243,200	301,000	344,500	377,600	418,800
52	244,400	302,300	346,200	379,300	420,200
53	245,600	303,600	348,000	381,000	421,600
54	246,800	304,800	349,700	382,700	423,000
55	247,800	306,100	351,400	384,400	424,300
56	249,000	307,400	353,000	385,900	425,400
57	250,100	308,700	354,600	387,400	426,500
58	251,300	310,000	356,200	388,900	427,600
59	252,400	311,200	357,800	390,400	428,700
60	253,500	312,500	359,400	391,900	429,600
61	254,600	313,800	361,000	393,300	430,500
62	255,800	315,100	362,600	394,600	431,400
63	256,900	316,400	364,100	395,900	432,200
64	258,000	317,700	365,600	397,100	433,000
65	259,100	318,900	367,100	398,200	433,800
66	260,300	320,200	368,600	399,200	434,500
67	261,400	321,500	370,100	400,200	435,300
68	262,500	322,800	371,500	401,200	436,000
69	263,600	324,000	372,900	402,200	436,600
70	264,700	325,300	374,200	403,000	437,300
71	265,800	326,600	375,500	403,900	437,900
72	266,900	327,800	376,700	404,700	438,500
73	268,100	329,100	377,800	405,500	439,000
74	269,300	330,300	378,800	406,200	439,500
75	270,300	331,500	379,800	406,900	440,000
76	271,500	332,600	380,700	407,600	440,600
77	272,600	333,700	381,700	408,300	441,200
78	273,800	334,800	382,600	408,900	441,800
79	275,000	335,800	383,500	409,600	442,400
80	276,100	336,800	384,200	410,200	442,800
81	277,100	337,600	385,000	410,800	443,300
82	278,200	338,500	385,800	411,300	443,800
83	279,200	339,300	386,500	411,800	444,300
84	280,300	340,100	387,100	412,300	444,800
85	281,600	340,700	387,800	412,800	445,300
86	282,700	341,400	388,400	413,200	445,800
87	283,800	342,000	389,000	413,700	446,200
88	284,900	342,600	389,500	414,200	446,700

89	286,100	343,200	390,000	414,600	447,200
90	287,300	343,800	390,500	415,100	447,700
91	288,300	344,400	391,000	415,600	448,200
92	289,400	344,900	391,500	416,000	448,700
93	290,600	345,400	392,000	416,400	449,100
94	291,800	345,900	392,500	416,900	449,600
95	292,900	346,400	393,000	417,400	450,100
96	294,000	346,900	393,500	417,800	450,600
97	295,100	347,400	393,900	418,200	451,100
98	296,300	347,800	394,300	418,600	451,600
99	297,500	348,300	394,800	419,000	452,100
100	298,600	348,800	395,300	419,400	452,600
101	299,600	349,300	395,800	419,800	453,100
102	300,700	349,700	396,300	420,200	453,600
103	301,800	350,200	396,800	420,600	454,100
104	302,800	350,700	397,200	421,000	454,600
105	303,700	351,200	397,600	421,400	455,100
106	304,700	351,600	398,000	421,800	455,600
107	305,600	352,000	398,400	422,200	456,100
108	306,500	352,400	398,800	422,600	456,600
109	307,400	352,800	399,200	423,000	457,100
110	308,200	353,200	399,600	423,400	
111	309,000	353,600	400,000	423,800	
112	309,800	354,000	400,400	424,200	
113	310,400	354,400	400,800	424,600	
114	311,100	354,800	401,200	425,000	
115	311,700	355,200	401,600	425,400	
116	312,300	355,600	402,000	425,800	
117	312,800	356,000	402,400	426,200	
118	313,300		402,800		
119	313,700		403,200		
120	314,100		403,600		
121	314,400		404,000		
122	314,800		404,400		
123	315,200		404,800		
124	315,600		405,200		
125	316,000		405,600		
126	316,300		406,000		
127	316,700		406,400		
128	317,100		406,800		
129	317,500		407,200		
130	317,900		407,600		
131	318,300		408,000		
132	318,700		408,400		
133	319,000		408,800		
134	319,400				
135	319,700				

	136	320,000				
	137	320,300				
	138	320,600				
	139	320,900				
	140	321,200				
	141	321,500				
	142	321,800				
	143	322,100				
	144	322,400				
	145	322,700				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		203,000	237,200	273,800	291,700	316,600

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表 (三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
1		189,800	237,000	255,700	277,500	303,500
2		191,300	237,600	257,000	279,300	305,700
3		192,800	238,200	258,300	281,100	307,900
4		194,300	238,800	259,600	282,800	310,100
5		195,800	239,600	261,000	284,500	312,400
6		197,300	240,300	262,500	286,400	314,600
7		198,900	241,000	264,100	288,300	316,900
8		200,400	241,800	265,700	290,300	319,200
9		201,900	242,600	267,400	292,300	321,500
10		203,500	243,400	269,100	294,300	323,900
11		205,100	244,300	270,900	296,300	326,200
12		206,700	245,200	272,600	298,400	328,600
13		208,200	246,200	274,300	300,200	330,900
14		209,700	247,400	276,000	302,400	333,300
15		211,300	248,600	277,700	304,500	335,600
16		212,700	249,900	279,600	306,400	338,000
17		214,100	251,300	281,500	308,200	340,300
18		215,400	252,700	283,300	310,300	342,700
19		216,800	254,100	285,200	312,200	345,100
20		218,200	255,400	287,000	314,000	347,400
21		219,500	256,800	288,800	316,200	349,700
22		221,300	258,200	290,600	318,300	352,200
23		223,100	259,600	292,500	320,400	354,600
24		224,700	261,100	294,400	322,500	357,000
25		226,300	262,600	296,300	324,500	359,300
26		226,900	264,100	298,600	326,900	361,700
27		227,600	265,600	301,000	329,400	364,100
28		228,200	267,000	303,400	331,900	366,500
29		228,700	268,500	305,800	334,400	369,100
30		229,200	270,700	307,600	336,500	371,900
31		229,700	272,900	309,300	338,500	374,700
32		230,400	275,000	311,100	340,600	377,500
33		231,100	276,800	312,900	342,700	380,300
34		231,600	278,200	314,700	344,700	382,800
35		232,100	279,800	316,400	346,700	385,100
36		232,700	281,400	318,100	348,800	387,400
37		233,500	282,900	320,000	350,800	389,800
38		234,200	284,300	321,600	352,800	392,200
39		234,900	285,600	323,400	354,800	394,500
40		235,700	286,900	325,300	356,800	396,700
41		236,700	288,100	327,100	358,800	398,900

42	237,700	289,400	328,800	360,800	401,200
43	238,700	290,700	330,600	362,700	403,400
44	239,900	292,100	332,400	364,500	405,600
45	241,100	293,300	334,200	366,400	407,700
46	242,500	294,600	335,800	368,200	409,700
47	243,900	295,900	337,500	370,100	411,700
48	245,200	297,100	339,300	372,000	413,600
49	246,300	298,500	341,100	373,900	415,500
50	247,600	299,800	342,800	375,700	417,200
51	248,600	301,100	344,500	377,600	418,800
52	249,800	302,400	346,200	379,300	420,200
53	250,800	303,600	348,000	381,000	421,600
54	252,100	304,900	349,700	382,700	423,000
55	253,300	306,100	351,400	384,400	424,300
56	254,300	307,400	353,000	385,900	425,400
57	255,300	308,700	354,600	387,400	426,500
58	256,600	310,000	356,200	388,900	427,600
59	257,800	311,200	357,800	390,400	428,700
60	258,800	312,500	359,400	391,900	429,600
61	259,800	313,800	361,000	393,300	430,500
62	260,900	315,100	362,600	394,600	431,400
63	262,000	316,400	364,100	395,900	432,200
64	263,100	317,700	365,600	397,100	433,000
65	264,300	318,900	367,100	398,200	433,800
66	265,400	320,200	368,600	399,200	434,500
67	266,600	321,500	370,100	400,200	435,300
68	267,600	322,800	371,500	401,200	436,000
69	268,800	324,000	372,900	402,200	436,600
70	269,700	325,300	374,200	403,000	437,300
71	270,700	326,600	375,500	403,900	437,900
72	272,000	327,800	376,700	404,700	438,500
73	273,300	329,100	377,800	405,500	439,000
74	274,300	330,300	378,800	406,200	439,500
75	275,300	331,500	379,800	406,900	440,000
76	276,500	332,600	380,700	407,600	440,600
77	277,800	333,700	381,700	408,300	441,200
78	278,800	334,800	382,600	408,900	441,800
79	279,800	335,800	383,500	409,600	442,400
80	281,000	336,800	384,200	410,200	442,800
81	282,200	337,600	385,000	410,800	443,300
82	283,200	338,500	385,800	411,300	443,800
83	284,200	339,300	386,500	411,800	444,300
84	285,400	340,100	387,100	412,300	444,800
85	286,600	340,700	387,800	412,800	445,300
86	287,700	341,400	388,400	413,200	445,800
87	288,800	342,000	389,000	413,700	446,200
88	289,900	342,600	389,500	414,200	446,700

89	291,000	343,200	390,000	414,600	447,200
90	292,000	343,800	390,500	415,100	447,700
91	293,100	344,400	391,000	415,600	448,200
92	294,200	344,900	391,500	416,000	448,700
93	295,300	345,400	392,000	416,400	449,100
94	296,400	345,900	392,500	416,900	449,600
95	297,500	346,400	393,000	417,400	450,100
96	298,600	346,900	393,500	417,800	450,600
97	299,600	347,400	393,900	418,200	451,100
98	300,700	347,800	394,300	418,600	451,600
99	301,800	348,300	394,800	419,000	452,100
100	302,800	348,800	395,300	419,400	452,600
101	303,700	349,300	395,800	419,800	453,100
102	304,700	349,700	396,300	420,200	453,600
103	305,600	350,200	396,800	420,600	454,100
104	306,500	350,700	397,200	421,000	454,600
105	307,400	351,200	397,600	421,400	455,100
106	308,200	351,600	398,000	421,800	455,600
107	309,000	352,000	398,400	422,200	456,100
108	309,800	352,400	398,800	422,600	456,600
109	310,400	352,800	399,200	423,000	457,100
110	311,100	353,200	399,600	423,400	
111	311,700	353,600	400,000	423,800	
112	312,300	354,000	400,400	424,200	
113	312,800	354,400	400,800	424,600	
114	313,300	354,800	401,200	425,000	
115	313,700	355,200	401,600	425,400	
116	314,100	355,600	402,000	425,800	
117	314,400	356,000	402,400	426,200	
118	314,800		402,800		
119	315,200		403,200		
120	315,600		403,600		
121	316,000		404,000		
122	316,300		404,400		
123	316,700		404,800		
124	317,100		405,200		
125	317,500		405,600		
126	317,900		406,000		
127	318,300		406,400		
128	318,700		406,800		
129	319,000		407,200		
130	319,400		407,600		
131	319,700		408,000		
132	320,000		408,400		
133	320,300		408,800		
134	320,600				
135	320,900				

	136	321,200				
	137	321,500				
	138	321,800				
	139	322,100				
	140	322,400				
	141	322,700				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		207,200	238,400	273,800	291,700	316,600

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

第 2 条 江東区職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 1 項第 1 号中「27 万 5,700 円」を「31 万 5,200 円」に改める。

第 12 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 12 条第 3 項各号を次のように改める。

- (1) 前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 10,500 円
- (2) 前項第 2 号から第 5 号までに該当する扶養親族 6,000 円

第 13 条第 1 項第 2 号中「前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号」を「前条第 2 項第 2 号若しくは第 4 号」に改める。

第 13 条の 3 第 1 項第 2 号中「、配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、「又はパートナーシップ関係の相手方」を「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」に改める。

第 27 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に改め、同項ただし書中「100 分の 112.5」を「100 分の 107.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分

の 72.5」を「100 分の 70」に、「100 分の 112.5」を「100 分の 107.5」に、「100 分の 63.75」を「100 分の 61.25」に改める。

第 27 条の 4 第 2 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 117.5」に、「100 分の 140」を「100 分の 135」に改め、同条第 3 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 117.5」に、「100 分の 60」を「100 分の 57.5」に、「100 分の 140」を「100 分の 135」に、「100 分の 68.75」を「100 分の 66.25」に改める。

第 3 条 江東区職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 27 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 27 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則
(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条の規定 令和 7 年 4 月 1 日
- (2) 第 3 条並びに附則第 9 項及び第 10 項の規定 令和 7 年 6 月 1 日

2 第 1 条の規定（第 27 条第 2 項及び第 3 項並びに第 27 条の 4 第 2 項及び第 3 項の改正規定を除く。）による改正後の江東区職員の給与に関する条例（以下「第 1 条による改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 6 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に

おける異動者の号給)

3 令和6年4月1日から第1条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、同条の規定による改正前の江東区職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

(施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する特例措置)

6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の江東区職員の給与に関する条例(以下「第2条による改正後の条例」という。)第12条第3項の規定の適用については、同項第1号中「10,500円」とあるのは、「9,500円」とする。

7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正後の条例第12条第3項の規定の適用については、同項第1号中「10,500円」とあるのは、「10,000円」とする。

8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の江東区職員の給与に関する条例第12条第2項第1号に規定する配偶者又はパートナーシップ

関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の手当を支給するものとする。

(1) 令和7年度 4,000円

(2) 令和8年度 2,000円

(経過措置)

9 第3条の規定による改正後の江東区職員の給与に関する条例(以下「第3条による改正後の条例」という。)の施行の日前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条による改正後の条例第27条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

10 前項に定めるもののほか、第3条による改正後の条例の施行に伴い必要な経過措置は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(委任)

11 附則第3項から第5項まで、第9項及び前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年11月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第42号

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月江東区条例第29号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改める。

第16条の2第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に改める。

第2条 江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第16条の2第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 4 3 号

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 1 2 年 3 月江東区条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 3 0」に改め、同項ただし書中「1 0 0 分の 1 0 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 1 2 . 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「1 0 0 分の 1 3 0」に、「1 0 0 分の 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 7 2 . 5」に、「1 0 0 分の 1 0 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 1 2 . 5」に、「1 0 0 分の 5 8 . 7 5」を「1 0 0 分の 6 3 . 7 5」に改める。

第 3 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 1 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」に、「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の 1 4 0」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 1 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」に、「1 0 0 分の 5 5」を「1 0 0 分の 6 0」に、「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の 1 4 0」に、「1 0 0 分の 6 3 . 7 5」を「1 0 0 分の 6 8 . 7 5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 6 条関係)
幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前内任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
1		206,300	285,200	326,500	359,500
2		208,400	287,200	328,300	362,100
3		210,600	289,100	330,200	364,700
4		212,800	290,800	332,100	367,300
5		215,200	292,900	334,000	369,900
6		217,300	294,700	335,700	372,500
7		219,500	296,100	337,800	375,000
8		221,600	297,500	339,600	377,400
9		224,100	299,300	341,500	379,800
10		226,200	300,900	343,400	381,700
11		228,500	302,600	345,400	383,600
12		230,900	304,200	347,200	385,500
13		233,000	305,600	349,100	387,700
14		234,800	307,300	350,800	389,600
15		236,500	309,100	352,800	391,400
16		237,900	310,500	354,800	393,400
17		239,400	311,900	356,800	395,500
18		241,000	314,200	359,200	397,300
19		242,200	316,500	361,700	398,900
20		243,800	318,800	364,200	400,300
21		245,000	321,100	366,700	402,000
22		246,000	322,600	368,300	403,500
23		247,200	324,500	370,200	404,900
24		248,300	326,400	372,100	406,100
25		249,600	328,200	373,900	407,400
26		250,300	330,000	375,500	408,700
27		251,600	331,600	377,300	410,000
28		252,800	333,100	378,900	411,300
29		254,100	334,900	380,500	412,400
30		255,500	336,400	382,100	413,500
31		256,500	338,000	383,700	414,600
32		258,000	339,500	385,300	415,700
33		259,300	341,200	387,000	416,800
34		260,700	342,800	388,400	417,700
35		261,900	344,500	389,900	418,700
36		263,400	346,300	391,000	419,500
37		264,600	347,500	392,000	420,300
38		266,000	349,000	393,200	421,200
39		267,200	350,600	394,300	421,900
40		268,600	352,100	395,100	422,700
41		270,200	353,200	396,000	423,500

42	271,400	354,600	396,900	424,300
43	273,000	356,000	397,900	425,200
44	274,500	357,200	398,700	426,000
45	276,100	358,300	399,400	426,700
46	277,700	359,600	400,000	427,400
47	279,200	360,900	400,800	428,100
48	280,800	362,200	401,500	428,700
49	282,000	363,400	402,300	429,300
50	283,500	364,600	402,900	430,000
51	285,000	365,700	403,600	430,600
52	286,400	366,900	404,400	431,100
53	288,200	368,000	405,100	431,600
54	289,500	369,100	405,900	432,200
55	290,900	370,100	406,700	432,700
56	292,600	371,100	407,400	433,300
57	294,500	372,000	407,900	433,900
58	296,400	372,900	408,600	434,400
59	298,400	373,800	409,200	435,000
60	300,400	374,700	409,900	435,600
61	302,500	375,500	410,500	436,100
62	304,000	376,400	411,100	436,600
63	305,800	377,200	411,700	437,100
64	307,600	377,900	412,300	437,700
65	309,600	378,700	412,800	438,100
66	311,200	379,500	413,300	438,600
67	312,900	380,100	413,900	439,100
68	314,500	380,900	414,500	439,500
69	316,300	381,700	415,100	440,000
70	317,900	382,300	415,600	440,500
71	319,500	383,000	416,200	441,000
72	321,100	383,900	416,800	441,500
73	322,600	384,700	417,300	441,900
74	324,200	385,400	417,900	442,400
75	325,800	386,000	418,400	442,900
76	327,400	386,700	419,000	443,400
77	328,900	387,300	419,400	443,800
78	330,400	387,900	419,900	444,200
79	331,800	388,400	420,400	444,700
80	333,200	389,000	420,900	445,200
81	334,600	389,600	421,400	445,700
82	336,000	390,100	421,900	446,200
83	337,300	390,700	422,400	446,700
84	338,500	391,300	422,900	447,100
85	339,700	391,900	423,300	447,600
86	341,000	392,500	423,700	448,000
87	342,400	393,000	424,200	448,400
88	343,600	393,600	424,700	448,800
89	344,800	394,100	425,200	449,100

90	346,000	394,500	425,600	449,400
91	347,200	395,100	426,100	449,800
92	348,300	395,600	426,600	450,200
93	349,400	396,100	427,000	450,600
94	350,400	396,600	427,400	451,000
95	351,400	397,100	427,800	451,400
96	352,400	397,600	428,200	451,800
97	353,400	398,000	428,600	452,100
98	354,300	398,400	428,900	452,400
99	355,100	398,900	429,300	452,800
100	355,800	399,400	429,700	453,200
101	356,500	399,900	430,100	453,600
102	357,200	400,400	430,500	
103	357,900	400,900	430,900	
104	358,400	401,400	431,300	
105	359,000	401,900	431,600	
106	359,500	402,400	432,000	
107	360,000	402,900	432,400	
108	360,600	403,400	432,800	
109	361,300	403,800	433,100	
110	361,800	404,200	433,500	
111	362,300	404,700	433,900	
112	362,800	405,200	434,300	
113	363,300	405,700	434,600	
114	363,800	406,100		
115	364,300	406,500		
116	364,800	406,900		
117	365,200	407,300		
118	365,600	407,700		
119	366,100	408,100		
120	366,600	408,500		
121	367,100	408,900		
122	367,600	409,200		
123	368,100	409,600		
124	368,500	410,000		
125	368,900	410,400		
126	369,200	410,800		
127	369,600	411,200		
128	370,000	411,600		
129	370,300	411,900		
130	370,500			
131	370,900			
132	371,300			
133	371,700			
134	372,000			
135	372,400			
136	372,800			
137	373,200			

138	373,600			
139	374,000			
140	374,400			
141	374,700			
142	375,100			
143	375,500			
144	375,800			
145	376,200			
146	376,600			
147	377,000			
148	377,400			
149	377,800			
150	378,200			
151	378,600			
152	379,000			
153	379,300			
154	379,700			
155	380,100			
156	380,500			
157	380,900			
158	381,300			
159	381,700			
160	382,100			
161	382,500			
162	382,900			
163	383,300			
164	383,700			
165	384,000			
166	384,400			
167	384,700			
168	385,100			
169	385,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		233,100	272,300	295,900
				335,200

第 2 条 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 11 条第 3 項各号を次のように改める。

(1) 前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 10, 500 円

(2) 前項第 2 号から第 5 号までに該当する扶養親族 6, 000 円

第 12 条第 1 項第 2 号中「前条第 2 項第 3 号若

しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改める。

第27条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同項ただし書中「100分の112.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の72.5」を「100分の70」に、「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の63.75」を「100分の61.25」に改める。

第30条第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の140」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に、「100分の140」を「100分の135」に、「100分の68.75」を「100分の66.25」に改める。

第3条 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条第3号及び第4号並びに第29条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 令和7年4月1日

(2) 第3条並びに附則第9項及び第10項の規定 令和7年6月1日

2 第1条の規定(第27条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。)による改正後の江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 令和6年4月1日から第1条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異

動のあった職員のうち、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

(施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する特例措置)

6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「第2条による改正後の条例」という。)第11条第3項の規定の適用については、第2条による改正後の条例第11条第3項第1号中「10,500円」とあるのは、「9,500円」とする。

7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正後の条例第11条第3項の規定の適用については、第2条による改正後の条例第11条第3項第1号中「10,500円」とあるのは、「10,000円」とする。

8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第1号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の手当を支給するものとする。

る。

(1) 令和 7 年度 4, 0 0 0 円

(2) 令和 8 年度 2, 0 0 0 円

(経過措置)

9 第 3 条の規定による改正後の江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第 3 条による改正後の条例」という。）の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 3 条による改正後の条例第 2 9 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 3 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

1 0 前項に定めるもののほか、第 3 条による改正後の条例の施行に伴い必要な経過措置は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。（委任）

1 1 附則第 3 項から第 5 項まで、第 9 項及び前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

規

則

江東区老人福祉法施行細則及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 9 3 号

江東区老人福祉法施行細則及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（江東区老人福祉法施行細則の一部改正）

第 1 条 江東区老人福祉法施行細則（昭和 4 0 年 3 月江東区規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式中「照合印」を「照合者名」に改める。

（社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則の一部改正）

第 2 条 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和 5 8 年 4 月江東区規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式及び第 3 号様式中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区老人福祉法施行細則及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 9 4 号

江東区会計事務規則の一部を改正する規則

江東区会計事務規則（昭和 3 9 年 3 月江東区規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 3 条ただし書中「うえ、あらたに」を「上、新たに」に改め、同条第 2 号中ケをコとし、オからクまでをカからケまでとし、エの次に次のように加える。

オ 森林環境税

第 1 0 3 条第 5 号ア中「都民税」の次に「・森

林環境税」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区保育費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第95号

江東区保育費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則

江東区保育費用徴収条例施行規則（平成21年1月江東区規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第3条第5項」を「第3条第6項」に、「、保育所利用承認兼保育料決定通知書」を「保育所利用承認兼保育料決定通知書」に、「行う」を「、行う」に改め、同条第2項を削る。

第8条第1項中「第21条の2」を「第21条」に、「控除は、適用しない。」を「控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額」に改め、「から、同法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（以下この条において「扶養親族」という。）のうち、16歳未満の者の数に33万円を乗じて得た額に、扶養親族（16歳以上19歳未満の者に限る。）の数に12万円を乗じて得た額を加えて得た額に100分の10を乗じて得た額を減じた額」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区認定こども園及び家庭的保育事業等における保育費用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第96号

江東区認定こども園及び家庭的保育事業等における保育費用に関する規則の一部を改正する規則

江東区認定こども園及び家庭的保育事業等における保育費用に関する規則（平成27年3月江東区規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考3及び別表第2備考3中「控除は、適用しない。」を「控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額」に改め、「から、同法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（以下この表において「扶養親族」という。）の

うち、16歳未満の者の数に33万円を乗じて得た額に、扶養親族（16歳以上19歳未満の者に限る。）の数に12万円を乗じて得た額を加えて得た額に100分の10を乗じて得た額を減じた額」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第97号

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成元年12月江東区規則第107号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第31条の9第1項」を「第31条の10第1項」に改める。

第14条第2項中「にかかわらず」の次に「、前項第1号の書類と同様の内容を含む情報の提供（区長が別に定める方法に限る。）を受けることができるときは、当該書類の添付を」を加える。

別表第3から別表第5までを次のように改める。
別表第3（第10条関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

区分	金額
加算対象扶養親族等及び生計維持児童がないとき	2,080,000円
加算対象扶養親族等又は生計維持児童があるとき	2,080,000円に次に掲げる額を加算した額 (1) 当該加算対象扶養親族等（70歳以上同一生計配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に380,000円を乗じて得た額 (2) 当該加算対象扶養親族等（70歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に480,000円を乗じて得た額 (3) 当該加算対象扶養親族等（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の

	数に 530,000 円を 乗じて得た額
--	-------------------------

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

別表第 4 及び別表第 5 において同じ。

- (1) 加算対象扶養親族等 条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族（所得税法に規定する控除対象扶養親族をいう。）に該当しない 30 歳以上 70 歳未満の扶養親族（同法に規定する扶養親族をいう。）以外のものをいう。
- (2) 生計維持児童 条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する児童をいう。
- (3) 70 歳以上同一生計配偶者 70 歳以上の所得税法に規定する同一生計配偶者をいう
- (4) 老人扶養親族 所得税法に規定する老人扶養親族をいう。
- (5) 特定扶養親族等 所得税法に規定する特定扶養親族及び 19 歳未満の控除対象扶養親族をいう。

別表第 4（第 10 条関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

区分	金額
加算対象扶養親族等 及び生計維持児童が ないとき	2,360,000 円
加算対象扶養親族等 又は生計維持児童が あるとき	2,360,000 円に 次に掲げる額を加算した額 (1) 当該扶養親族等（老人扶養親族に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に 380,000 円を乗じて得た額 (2) 当該扶養親族等（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に 440,000 円を乗じて得た額（(1)の規定（生計維持児童に係る部分を除く。）により算定された額がない場合にあつては、当該乗じて得た額から 60,000 円を減じた額）

別表第 5（第 10 条関係）

次の表の左欄に定める区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

区分	金額
----	----

加算対象扶養親族等 がないとき	2,360,000 円
加算対象扶養親族等 があるとき	2,360,000 円に 次に掲げる額を加算した額 (1) 当該扶養親族等（老人扶養親族に該当するものを除く。）の数に 380,000 円を乗じて得た額 (2) 当該扶養親族等（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に 440,000 円を乗じて得た額（(1)の規定により算定された額がない場合にあつては、当該乗じて得た額から 60,000 円を減じた額）

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 1 4 条関係)

ひとり親家庭等医療証交付申請書

江東区長 殿

次のとおり申請するとともに、申請時や更新時の審査のため、所得
状況等を公簿等により確認することに同意します。

年 月 日提出

申 請 者 欄	フリガナ 氏 名			生 年 月 日	個 人 番 号	
	住 所	江東区 丁目 番 号		年 月 日		
	勤 務 先 又 は 職 業			電 話	- -	
配 偶 者 欄	フリガナ 配偶者氏名			生 年 月 日	個 人 番 号	
	住 所	同居・別居（※別居の場合は配偶者の住所を記入してください。）				
ひとり親家庭等 となった事由		ア 離婚 イ 死亡（父・母） ウ 障害（父・母） エ 生死不明（父・母） オ 遺棄（父・母） カ 保護命令（父・母） キ 拘禁（父・母） ク 未婚 ケ その他				
フリガナ 氏 名		生年月日	職業・在学・学年		増額・増員理由	税区分
		続 柄	同 居 別 居	障 害 の 有 ・ 無	障 害 の 有 ・ 無	
個 人 番 号				医療証受給者番号		開始日
申 請 者 本 人	年 月 日					
	本 人		有・無	有・無		年 月 日
児 童 欄	年 月 日					
		同・別	有・無	有・無		年 月 日
	年 月 日					
		同・別	有・無	有・無		年 月 日
	年 月 日					
		同・別	有・無	有・無		年 月 日
	年 月 日					
		同・別	有・無	有・無		年 月 日
	年 月 日					
		同・別	有・無	有・無		年 月 日
児 童 の 住 所 (別居の場合のみ)				事由発生日		年 月 日
申 請 者 の 加 入 健 康 保 険	種 類	1 国保 2 国保組合 3 共済 4 その他社会保険		被保険者等 記号番号		
	被保険者 氏 名	申 請 者 との続柄		保険加入 年月日		年 月 日
	保険者名	番号 名称				
*親子同一の保険でない場合は、子の加入している保険						

㊦ ひとり親家庭等医療費助成制度
扶養義務者に関する申告書

ひとり親家庭等医療費助成制度については、申請者と生計を同じくしている二親等内直系血族（両親・子・（曾）祖父・母・（曾）孫）等及び兄弟姉妹が同一住所内に居住している場合は、所得制限の判定対象者となります。

つきましては、対象となる扶養義務者がいる方は、以下の欄に必要な事項を記入してください。

	フリガナ 氏名		続柄	生年月日
1				年 月 日
	個人番号			
2				年 月 日
	個人番号			
3				年 月 日
	個人番号			
4				年 月 日
	個人番号			

生計同一かどうかは原則として住民票等の公簿によって判断します。

養子縁組をした場合は血族とみなします。

離縁した場合は親族関係は終了します。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 _____

(別紙 1)

年 月 日

同意書 (地方税関係情報)

下記の者は、こども家庭支援課が江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第 5 条に基づく事務手続を処理するために限って、 年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居

記載要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人から委任状をとること。
- 3 申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略してもよい。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載して差し支えない。

(別紙 2)

年 月 日

同意書 (保険給付の資格者等に関する情報)

下記の者は、こども家庭支援課が江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第 5 条に基づく事務手続を処理するために限って、保険給付の資格者等に関する情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者	氏名			
	生年月日	年	月	日
	住所			
	加入健康保険の種類	1 国保 2 国保組合 3 共済 4 その他社会保険		
	被保険者名		申請者との続柄	
同意者	氏名			
	生年月日	年	月	日
	住所			
	加入健康保険の種類	1 国保 2 国保組合 3 共済 4 その他社会保険		
	被保険者名		申請者との続柄	
同意者	氏名			
	生年月日	年	月	日
	住所			
	加入健康保険の種類	1 国保 2 国保組合 3 共済 4 その他社会保険		
	被保険者名		申請者との続柄	
同意者	氏名			
	生年月日	年	月	日
	住所			
	加入健康保険の種類	1 国保 2 国保組合 3 共済 4 その他社会保険		
	被保険者名		申請者との続柄	

記載要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。ただし、同意する者が児童の場合、親権者、法定代理人等が署名を行うことができる。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人から委任状をとること。
- 3 申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略してもよい。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載して差し支えない。

(別紙 3)

年 月 日

同意書 (戸籍関係情報)

下記の者は、こども家庭支援課が江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第 5 条に基づく事務手続を処理するために限って、戸籍関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居

記載要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。ただし、同意する者が児童の場合、親権者、法定代理人等が署名を行うことができる。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人から委任状をとること。
- 3 申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略してもよい。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載して差し支えない。

別記第 3 号様式及び別記第 3 号の 2 様式中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

別記第 9 号様式中

「 を 「							口座名義		」	
							口座名義			
	☐ 公金受取口座を利用します。									」

に改める。

別記第 10 号様式を次のように改める。

別記第10号様式(第21条関係)

ひとり親家庭等医療費助成申請事項変更(消滅)届

受給者	保護者	氏名(氏名変更の場合は、旧氏名)	負担者番号												
		個人番号													
	児童	氏名	①・②医療証受給者番号												
		個人番号													
		氏名	①・②医療証受給者番号												
		個人番号													
変更の場合 (変更事項のみ記入)	新住所 (旧住所)	江東区 (江東区)													
		転居年月日		年 月 日											
		扶養義務者	新規	氏名											
			個人番号												
	変更	旧() → 新()													
		削除	氏名 理由()												
	フリガナ 氏名	保護者			児童										
		児童との続柄		1 父	2 母	3 その他()									
		変更年月日		年 月 日											
		戸籍		有・無		口座変更		有・無							
加入健康保険	種類	1 国保 2 国保組合 3 共済 4 その他社会保険													
	被保険者氏名			親の続柄		1 本人 2 その他()									
	被保険者等記号番号				児童との続柄		1 父 2 母 3 他()								
	加入(認定)年月日		年 月 日		保険者名		番号 名称								
消滅の場合	その他の事項														
	消滅事由	1 他区(市町村)に転出 2 生活保護受給 3 死亡 4 児童が施設に入所した 5 監護しなくなった 6 ひとり親家庭等でなくなった 理由: 7 その他()													
消滅事由発生年月日		年 月 日													
上記のとおり、申請事項が変更 受給資格が消滅 しましたので届出いたします。 また、届出時の審査に必要な場合は、所得状況等を公簿等により確認することに別紙のとおり同意します。 年 月 日 住 所 江東区 江東区長殿 保護者氏名 電話 ()															

(別紙 1)

年 月 日

同意書 (地方税関係情報)

下記の者は、こども家庭支援課が江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第 8 条第 1 項に基づく事務手続を処理するために限って、 年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居

記載要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人から委任状をとること。
- 3 申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略してもよい。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載して差し支えない。

(別紙 2)

年 月 日

同意書 (保険給付の資格者等に関する情報)

下記の者は、こども家庭支援課が、江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第 8 条第 1 項に基づく事務手続を処理するために限って、保険給付の資格者等に関する情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者	氏名			
	生年月日	年	月	日
	住所			
	加入健康保険の種類	1 国保	2 国保組合	3 共済 4 その他社会保険
	被保険者氏名		申請者との続柄	
同意者	氏名			
	生年月日	年	月	日
	住所			
	加入健康保険の種類	1 国保	2 国保組合	3 共済 4 その他社会保険
	被保険者氏名		申請者との続柄	
同意者	氏名			
	生年月日	年	月	日
	住所			
	加入健康保険の種類	1 国保	2 国保組合	3 共済 4 その他社会保険
	被保険者氏名		申請者との続柄	
同意者	氏名			
	生年月日	年	月	日
	住所			
	加入健康保険の種類	1 国保	2 国保組合	3 共済 4 その他社会保険
	被保険者氏名		申請者との続柄	

記載要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。ただし、同意する者が児童の場合、親権者や法定代理人等が署名を行うことができる。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人から委任状をとること。
- 3 申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略してもよい。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載して差し支えない。

(別紙 3)

年 月 日

同意書 (戸籍関係情報)

下記の者は、こども家庭支援課が、江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第 8 条第 1 項に基づく事務手続を処理するために限って、戸籍関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	☐ 申請者と同居

記載要領

- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。ただし、同意する者が児童の場合、親権者、法定代理人等が署名を行うことができる。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、本人から委任状をとること。
- 3 申請書等に同意が必要な者の住所を記入している場合、同意書への住所の記入は省略してもよい。
- 4 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は欄外に記載して差し支えない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 14 条第 2 項の改正規定並びに別記第 1 号様式、別記第 3 号様式、別記第 3 号の 2 様式及び別記第 10 号様式の改正規定 令和 6 年 12 月 2 日
- (2) 別表第 3 から別表第 5 までの改正規定 令

和7年1月1日

(3) 別記第9号様式の改正規定 令和7年2月1日

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表第3から別表第5までの規定は、令和7年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、令和6年12月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 4 この規則の施行の際、旧規則別記第3号様式及び別記第3号の2様式による医療証で現に効力を有するものは、その有効期間に限り、この規則による改正後の江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則別記第3号様式及び別記第3号の2様式による医療証とみなす。

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第98号

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年3月江東区規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の140」に改め、同項第2号中「100分の55」を「100分の60」に、「100分の63.75」を「100分の68.75」に改める。

第3条の2第1項第13号中「第16条」を「第14条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 （ 教 ）

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月25日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 安 部 敏 啓

◎江東区教育委員会規則第10号

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月江東区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第30条の2第3項中「による部分休業」の次に「又は条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休暇」を、「当該部分休業」の次に「又は当該子育て部分休暇」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第30条の3 条例第18条の3第1項に規定する教育委員会規則で定める子は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳、東京都が知的障害者に発行する手帳（東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）に規定する愛の手帳をいう。）、道府県が知的障害者に発行する療育手帳（療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳をいう。）若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病を有する子であつて、満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子とする。

2 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

- 3 江東区職員の育児休業等に関する条例第 15 条の規定による部分休業、条例第 17 条第 1 項の規定による育児時間又は条例第 18 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、1 日につき 2 時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 4 教育委員会は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。
- 5 子育て部分休暇の申請は、システムに必要事項を記録することにより行うものとする。ただし、システムにより難しい場合は、別記第 12 号様式及び別記第 13 号様式により行うものとする。
- 6 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第 18 条の 3 第 1 項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。
- 7 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。
- 8 教育委員会は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。
- (1) 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。
 - (2) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。
 - (3) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。
- 9 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、遅滞なく、システムに必要事項を記録することにより教育委員会に届け出なければならない。ただし、システムにより難しい場合は、別記第 14 号様式により行うものとする。
- 第 31 条中「及び前 2 条」を「、第 30 条及び

第 30 条の 2」に改める。

別記第 11 号様式の次に次の 3 様式を加える。

別記第 1 2 号様式 (第 3 0 条の 3 関係)

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 申 請 書

年 月 日提出

(承認権者)		申 請 者	所 属 職務名 氏 名		職員コード	
殿						
次のとおり子育て部分休暇の承認を申請します。						
1 申請に係る子	氏 名					
	続 柄 等					
	生 年 月 日		年 月 日			
2 申 請 期 間 及 び 時 間	期 間			時 間		
	年 月 日から 年 月 日まで		☐ 毎日 ☐ その他 ()	午前	時	分から
				午後	時	分まで
	年 月 日から 年 月 日まで		☐ 毎日 ☐ その他 ()	午前	時	分から
				午後	時	分まで
3 備 考						

別記第 1 3 号様式 (第 3 0 条の 3 関係)

					年 月 分				
					所属				
					職務名		職員コード		
					氏名				
日 付	休暇の承認を取り消された時間				時間数	申請者	承認権者	担当者	備考
	午 前		午 後						
	時	分	時	分	時間分				
	時	分	時	分	時間分				
	時	分	時	分	時間分				
	時	分	時	分	時間分				
	時	分	時	分	時間分				
	時	分	時	分	時間分				
	時	分	時	分	時間分				
	時	分	時	分	時間分				
	時	分	時	分	時間分				
	時	分	時	分	時間分				
月 間 計					時間分				

別記第 1 4 号様式 (第 3 0 条の 3 関係)

養 育 状 況 変 更 届

年 月 日 提出

(承認権者)

殿

所 属

職務名

氏 名

次のとおり 子育て部分休暇 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届 出 の 事 由

☐ 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった。☐ 同居しなくなった。 ☐ 負傷・疾病 ☐ その他 ()☐ 子育て部分休暇に係る子が死亡した。☐ 子育て部分休暇に係る子が自分の子でなくなった。☐ その他 ()

2 届出事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(施行前の準備)2 この規則による改正後の江東区立幼稚園教育職員
の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第 3 0 条の 3 の規定による子育て部分
休暇の申請は、この規則の施行の日前においても
行うことができる。江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則
の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 安 部 敏 啓

◎江東区教育委員会規則第 1 1 号

江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する
規則の一部を改正する規則江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則
(平成 1 2 年 3 月江東区教育委員会規則第 1 4
号)の一部を次のように改正する。第 5 条第 1 項第 1 0 号中「の規定により修学部
分休業」を「に規定する修学部分休業(以下「修
学部分休業」という。)」に改め、同項第 1 1 号
中「の規定により高齢者部分休業」を「に規定す
る高齢者部分休業(以下「高齢者部分休業」とい
う。)」に改め、同条第 5 項中「法第 2 6 条の 2
第 1 項に規定する」及び「法第 2 6 条の 3 第 1 項
に規定する」を削り、「又は育児休業法」を「、

育児休業法」に、「時間 (」を「時間又は勤務時間条例第 18 条の 3 に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間 (」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 11 月 25 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 安 部 敏 啓

◎江東区教育委員会規則第 12 号

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 (平成 12 年 3 月江東区教育委員会規則第 15 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 10 号中「の規定により修学部分休業」を「に規定する修学部分休業 (以下「修学部分休業」という。)」に改め、同項第 11 号中「高齢者部分休業」の次に「 (以下「高齢者部分休業」という。)」を加え、同条第 5 項中「法第 26 条の 2 第 1 項に規定する」及び「法第 26 条の 3 第 1 項に規定する」を削り、「介護休暇若しくは」を「介護休暇、」に改め、「介護時間」という。) の次に「若しくは勤務時間条例第 18 条の 3 に規定する子育て部分休暇 (以下「子育て部分休暇」という。)」を加え、同条第 7 項中「介護時間又は」を「介護時間、子育て部分休暇又は」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 11 月 25 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 安 部 敏 啓

◎江東区教育委員会規則第 13 号

江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

江東区立学校の管理運営に関する規則 (昭和 53 年 9 月江東区教育委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項第 3 号中「4 月 5 日」を「4 月 6 日」に改める。

第 22 条第 1 項第 3 号中「4 月 6 日」を「4 月 7 日」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 11 月 25 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 安 部 敏 啓

◎江東区教育委員会規則第 14 号

江東区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(江東区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 江東区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則 (令和 2 年 3 月江東区教育委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中

「 氏名 : _____ 印 」

を

「 氏名 : _____ 」

に改める。

(江東区立学校施設使用条例施行規則の一部改正)

第 2 条 江東区立学校施設使用条例施行規則 (昭和 51 年 5 月江東区教育委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中

「 (氏 名) _____ 印 」

を

「 (氏 名) _____ 」

に改める。

(江東区立高原学園条例施行規則の一部改正)

第 3 条 江東区立高原学園条例施行規則 (昭和 45 年 7 月江東区教育委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「印」を削る。

(江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第 4 条 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 (平成 12 年 3 月江東区教育委員会規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

別記第 4 号様式及び別記第 5 号様式中

「 氏名 _____ 印 」

を

「 氏名 」
に改める。

別記第 7 号様式から別記第 8 号の 2 様式まで
及び別記第 10 号様式中「印」を削る。
(江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第 5 条 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する
条例施行規則（平成 12 年 3 月江東区教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式中「」を削る。

別記第 3 号様式中

「

氏 名	印
-----	---

 」

を

「

氏 名	
-----	--

 」

に改め、「」を削る。

別記第 4 号様式中「」を削る。

(江東区立幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部改正)

第 6 条 江東区立幼稚園教育職員の住居手当に関する規則（平成 12 年 3 月江東区教育委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

「

フリガナ 氏 名		
-------------	--	---

 」

を

「

フリガナ 氏 名	
-------------	--

 」

に、

「 所属長職氏名  」

を

「 所属長職氏名 」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則、江東区立学校施設使用条例施行規則、江東区立高原学園条例施行規則、江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則、江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則及び江東区立幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、

なお使用することができる。

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 11 月 28 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 安 部 敏 啓

◎江東区教育委員会規則第 15 号

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成 12 年 3 月江東区教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「100 分の 112.5」を「100 分の 122.5」に、「100 分の 130」を「100 分の 140」に改め、同項第 2 号中「100 分の 55」を「100 分の 60」に、「100 分の 63.75」を「100 分の 68.75」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 11 月 28 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 安 部 敏 啓

◎江東区教育委員会規則第 16 号

江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成 12 年 3 月江東区教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 (第 6 条関係)
昇格時対応号給表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
号給	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	2
15	1	1	3
16	1	1	4

17	1	1	5
18	1	2	6
19	1	3	7
20	1	4	8
21	1	5	9
22	1	6	10
23	1	7	11
24	1	8	12
25	1	9	13
26	1	10	14
27	1	11	15
28	1	12	16
29	1	13	17
30	1	14	18
31	1	15	19
32	1	16	20
33	1	17	21
34	1	18	22
35	1	19	23
36	1	20	24
37	1	21	25
38	1	22	26
39	1	23	27
40	1	24	28
41	1	25	29
42	2	26	30
43	3	27	31
44	4	28	32
45	5	29	33

46	6	29	34
47	7	30	35
48	8	30	36
49	9	31	37
50	10	31	37
51	11	32	38
52	12	32	38
53	13	33	39
54	14	34	39
55	15	35	40
56	16	36	40
57	17	37	41
58	18	37	42
59	19	38	43
60	20	38	44
61	21	39	45
62	22	39	45
63	23	40	46
64	24	40	46
65	25	41	47
66	26	41	47
67	27	42	48
68	28	42	48
69	29	43	49
70	30	43	50
71	31	44	51
72	32	44	52
73	33	45	53
74	34	46	54

75	35	47	55
76	36	48	56
77	37	49	57
78	38	50	58
79	39	51	59
80	40	52	60
81	41	53	61
82	42	53	61
83	43	54	62
84	44	54	62
85	45	55	63
86	46	55	63
87	47	56	64
88	48	56	64
89	49	57	65
90	50	58	66
91	51	59	67
92	52	60	68
93	53	61	69
94	53	61	70
95	54	62	71
96	54	62	72
97	55	63	73
98	55	63	74
99	56	64	75
100	56	64	76
101	57	65	77
102	58	66	78
103	59	67	79

104	60	68	80
105	61	69	81
106	61	70	81
107	62	71	82
108	62	72	82
109	63	73	83
110	63	74	83
111	64	75	84
112	64	76	84
113	65	77	85
114	65	77	
115	66	78	
116	66	78	
117	67	79	
118	67	79	
119	68	80	
120	68	80	
121	69	81	
122	69	82	
123	70	83	
124	70	84	
125	71	85	
126	71	86	
127	72	87	
128	72	88	
129	73	89	
130	73		
131	74		
132	74		

133	75		
134	75		
135	76		
136	76		
137	77		
138	77		
139	78		
140	78		
141	79		
142	79		
143	80		
144	80		
145	81		
146	81		
147	82		
148	82		
149	83		
150	83		
151	84		
152	84		
153	85		
154	86		
155	87		
156	88		
157	89		
158	89		
159	90		
160	90		
161	91		

162	91		
163	92		
164	92		
165	93		
166	94		
167	95		
168	96		
169	97		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

訓 令 (教)

◎江東区教育委員会訓令甲第 1 号

教育委員会事務局
区 立 小 学 校
区 立 中 学 校
区立義務教育学校
区 立 幼 稚 園

江東区立学校の警備業務に従事する職員勤務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 1 1 月 1 5 日

江東区教育委員会

江東区立学校の警備業務に従事する職員勤務規程等の一部を改正する規程

(江東区立学校の警備業務に従事する職員勤務規程の一部改正)

第 1 条 江東区立学校の警備業務に従事する職員勤務規程(昭和 6 0 年 4 月江東区教育委員会訓令甲第 1 号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「氏名印」を「氏名」に、「受継者印」を「受継者」に、「巡回者捺印の」及び「巡回者押捺印の」を「巡回者氏名を記載する」に改める。

別記第 2 号様式中「印」を削る。

(江東区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正)

第 2 条 江東区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程(平成 1 2 年 3 月江東区教育委員会訓令甲第 8 号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「職員印」を「職員名」に、「取扱者等認印」を「取扱者等」に改める。

(江東区立学校職員服務取扱規程の一部改正)

第 3 条 江東区立学校職員服務取扱規程(平成 1 2 年 3 月江東区教育委員会訓令甲第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

別記第 5 号様式中

「

氏 名
印

」

を
「

氏 名

」

に改める。

別記第 6 号様式中「職員印」を「職員名」に改める。

別記第 7 号様式中「

」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令達の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の江東区立学校の警備業務に従事する職員勤務規程、江東区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程及び江東区立学校職員服務取扱規程の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

◎江東区告示第 4 1 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 4 4 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき除去及び保管した違法放置等物件について、同法第 4 4 条の 3 第 3 項及び道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号）第 1 9 条の 6 第 1 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 6 年 1 1 月 6 日

江東区長 大久保 朋 果
記

違法放置等物件の詳細	種別・数量	自動二輪車 ・ 1 台
	名称	HONDA D I O
	ナンバー	不明
	色	黒
放置されていた場所		江東区南砂四丁目 9 番 8 号地先
除去した日時		令和 6 年 1 1 月 6 日 午前 9 時 2 5 分
保管を始めた日時		令和 6 年 1 1 月 6 日 午前 9 時 5 0 分
保管した場所		江東区資材置場
返還時に必要なもの		身分を確認できるもの（証明書）及び印鑑 当該物件の所有者等であることを証する書面

◎江東区告示第 4 1 6 号

介護保険法第 7 9 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 8 5 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 1 1 月 7 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 7 1 6 4
- 事業所の名称及び所在地
医心館居宅介護支援事業所亀戸（居宅介護支援）
東京都江東区亀戸 5 - 6 - 2 0
- 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社アンビス
東京都中央区京橋 1 - 6 - 1
代表取締役 柴原 慶一
- 指定年月日
令和 6 年 1 1 月 1 日

- サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 4 1 8 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 6 年 1 1 月 8 日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 4 2 1 号

行旅死亡人について

下記の者は、令和 6 年 6 月 8 日午前 1 0 時 2 5 分、東京都江東区新砂 3 丁目 8 番荒川河川敷右岸にて死亡しているところを発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当たりの方は、当区生活支援部保護第一課まで申し出てください。

令和 6 年 1 1 月 1 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 死亡人 本籍 不詳
住所 不詳
氏名 不詳
年齢 不詳
性別 男性
- 特徴 身長 1 8 7 センチメートル、年齢 4 0 から 6 0 歳代前後、鍵 2 本、銀色腕時計、ハンカチ、ポケットティッシュ所持

◎江東区告示第 4 2 4 号

特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 8 条の 6 第 1 項の規定による確認の辞退があったため、法第 5 8 条の 1 1 第 2 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 6 年 1 1 月 1 4 日

江東区長 大久保 朋 果

記

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設名	所在地	辞退年月日	施設等の種類
株式会社グローバルキッズ	グローバルキッズ常盤園	常盤2-14-17 リバーハイツ1階	令和6年4月1日	認可外保育施設
株式会社升本ビルマネジメント	東大島駅前保育園	大島9-3-16 東大島メトロプラザ2F	令和6年4月1日	認可外保育施設

◎江東区告示第425号

特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の6第1項の規定による確認の辞退があったため、法第58条の11第2号の規定により下記のとおり告示する。

令和6年11月14日

江東区長 大久保 朋 果

記

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設名	所在地	辞退年月日	施設等の種類
古川 かすみ	キッズライン（古川かすみ）	江東区大島1丁目	令和6年4月10日	認可外保育施設

◎江東区告示第426号

令和元年10月1日江東区告示第270号（特定子ども・子育て支援施設等の確認について）の一部を次のように改正する。

令和6年11月14日

江東区長 大久保 朋 果

別紙の表中「ヤクルト大島保育園」を「JOYPORT大島保育園」に改める。

◎江東区告示第428号

特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の6第1項の規定による確認の辞退があったため、法第58条の11第2号の規定により下記のとおり告示する。

令和6年11月18日

江東区長 大久保 朋 果

記

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設名	所在地	辞退年月日	施設等の種類
永田 絵美	永田 絵美	江東区南砂4丁目	令和2年10月29日	認可外保育施設
山田 友紀子	山田 友紀子	江東区亀戸7丁目	令和6年9月30日	認可外保育施設

◎江東区告示第429号

特定子ども・子育て支援施設等の確認の効力の停止について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の10第1項の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る確認の全部の効力を停止したため、法第58条の11第3号の規定により下記のとおり告示する。

令和6年11月18日

江東区長 大久保 朋 果

記

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設名	所在地	効力の停止内容	効力の停止期間	施設等の種類
齋藤 晶子	齋藤 晶子	東砂三丁目	特定子ども・子育て支援施設等の確認の全部の	令和6年10月1日から特定子ども・子育て支	認可外保育施設
アマニ合同会社	R a i n d o p	大島四丁目1番1			

	s	号 1 0 3	効力の 停止を する。	援提供 者が、 法第 7 条第 1 0 項第 4 号の 内閣府 令で定 める基 準を満 たすま で	
株 式 会 社 R i c c a l i n k	R i c a w h i z - K i d s a c a d e m y	東 陽 一 丁 目 1 6 番 8 号 M E L D I A 東 陽 町 ビ ル 5 階			
御船 里帆	キ ッ ズ ラ イン	東 雲 二 丁 目			

◎江東区告示第 4 3 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、江東区塩浜児童館の指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和 6 年 1 1 月 1 9 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 施設の名称
江東区塩浜児童館
- 2 指定管理者
東京都港区芝四丁目 1 3 番 3 号 PMO 田町東 1 0 F
株式会社明日葉
代表取締役 大隈 太嘉志
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

◎江東区告示第 4 3 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、江東区塩浜福祉会館の指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和 6 年 1 1 月 1 9 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 施設の名称
江東区塩浜福祉会館
- 2 指定管理者
東京都港区芝四丁目 1 3 番 3 号 PMO 田町東 1 0 F

株式会社明日葉

代表取締役 大隈 太嘉志

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

◎江東区告示第 4 3 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、江東区大島福祉会館の指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和 6 年 1 1 月 1 9 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 施設の名称
江東区大島福祉会館
- 2 指定管理者
東京都港区芝四丁目 1 3 番 3 号 PMO 田町東 1 0 F
株式会社明日葉
代表取締役 大隈 太嘉志
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

◎江東区告示第 4 3 3 号

下記事件につき、令和 6 年第 4 回江東区議会定例会を 1 1 月 2 7 日に招集する。

令和 6 年 1 1 月 2 0 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 辰巳運河潮風の散歩道整備工事請負契約
- 2 議決を得た契約の契約変更について（江東区旧夢の島いこいの家解体その他工事請負契約）
- 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 4 江東区特別区税条例の一部を改正する条例
- 5 江東区児童館条例の一部を改正する条例
- 6 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

◎江東区告示第 4 3 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、子ども家庭支援センターの指定管理者を下記の通り指定したので告示する。

令和 6 年 1 1 月 2 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 施設の名称
江東区有明子ども家庭支援センター
- 2 指定管理者
東京都町田市藤の台一丁目 1 番 5 6 号
社会福祉法人景行会
理事長 坂倉 泰正
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日
まで

◎江東区告示第 439 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 60 年 10 月江東区条例第 28 号）第 15 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 15 条第 3 項及び第 23 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 6 年 11 月 22 日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 440 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づき、区立都市公園の一部における指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和 6 年 11 月 25 日

江東区長 大久保 朋 果

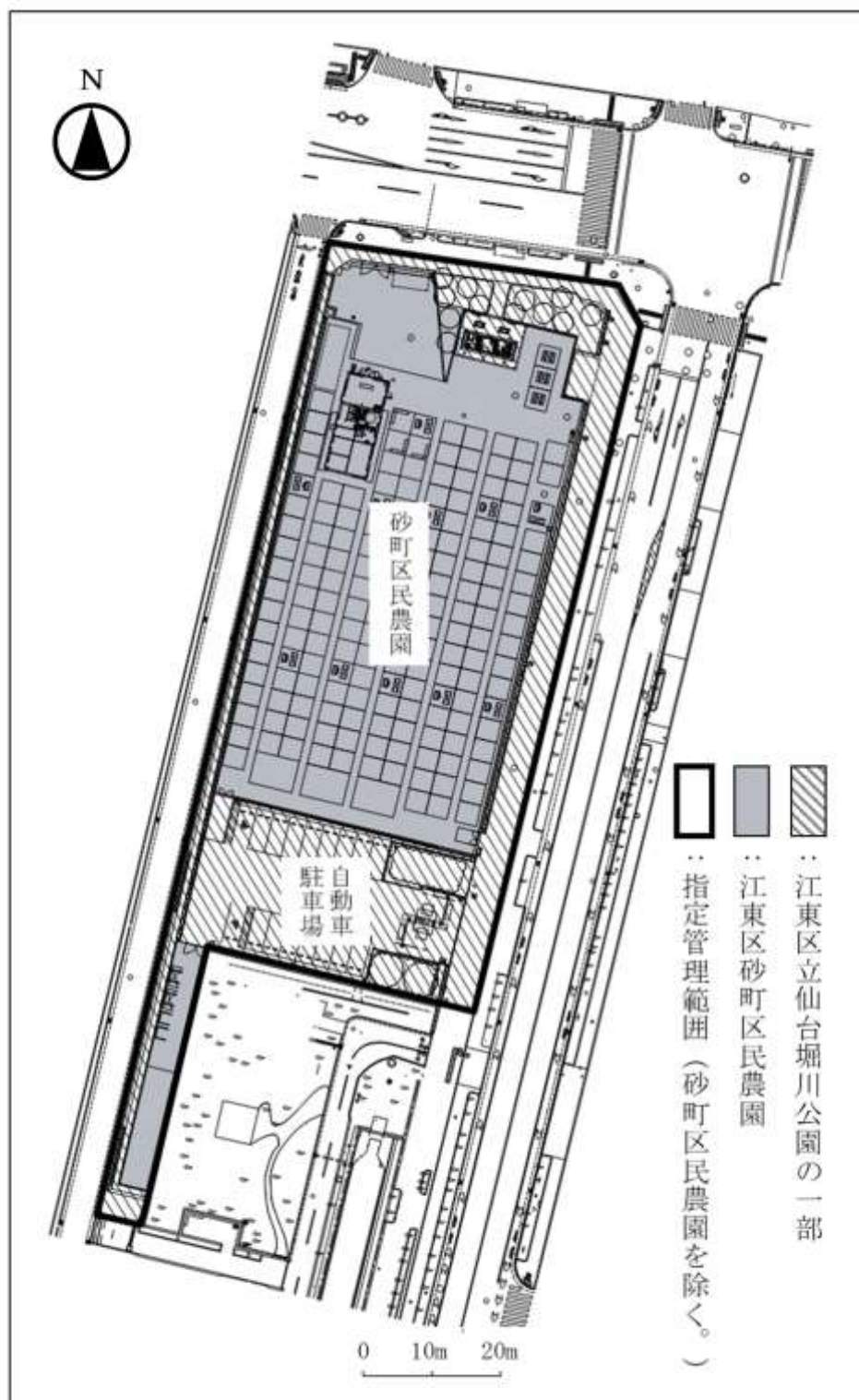
記

- 1 施設の名称
江東区立仙台堀川公園の一部（別紙のとおり）
- 2 指定管理者
東京都江東区東陽 3 丁目 22 番 4 号
天龍造園建設株式会社東京支店
取締役支店長 小林 天竜
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日
まで

[別紙]



全体図



指定管理範囲詳細図

◎江東区告示第 4 4 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、区民農園の指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 施設の名称
江東区砂町区民農園
- 2 指定管理者
東京都江東区東陽 3 丁目 2 2 番 4 号
天龍造園建設株式会社東京支店
取締役支店長 小林 天竜
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日
まで

◎江東区告示第 4 5 0 号

令和 6 年度における会計年度任用職員の報酬の額について、江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年 3 月江東区規則第 4 号）第 4 条の規定に基づき、下記のとおり告示します。

令和 6 年 1 2 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

令和 6 年度会計年度任用職員の報酬額 別紙のとおり

[別紙]

会計年度任用職員の報酬の額一覧

職名	報酬 区分	報酬額		(内 訳)	
				報酬 (地域手当相当額を控へ、)	地域手当に 相当する報酬
事務支援員	時間額		1,341 円	1,118 円	223 円
職員課会計年度任用職員	月額		206,884 円	172,404 円	34,480 円
江東区オフィスサポーター支援員	時間額		1,843 円	1,536 円	307 円
江東区オフィスサポーター	時間額		1,341 円	1,118 円	223 円
職員課保健師	時間額		1,947 円	1,623 円	324 円
江東区文書事務担当職員	時間額		1,341 円	1,118 円	223 円
江東区男女共同参画推進センター 保育士	月額		202,050 円	168,375 円	33,675 円
江東区融資相談員	月額		242,280 円	201,900 円	40,380 円
江東区文化財専門員	月額		248,095 円	206,746 円	41,349 円
江東区青少年育成指導員	月額		226,908 円	189,090 円	37,818 円
区民課窓口外国人住民支援員	月額		238,945 円	199,121 円	39,824 円
区民課窓口支援員	月額		230,880 円	192,400 円	38,480 円
個人番号カード交付担当員	月額		230,880 円	192,400 円	38,480 円
江東区特別区税滞納整理専門指導 員	月額	(A)	127,272 円	106,060 円	21,212 円
江東区特別区税滞納整理専門指導 員	月額	(B)	63,636 円	53,030 円	10,606 円
江東区福祉事務専門員	月額		230,880 円	192,400 円	38,480 円
江東区高齢者福祉相談支援事務会 計年度任用職員	月額		217,740 円	181,450 円	36,290 円
江東区介護予防機能強化支援員	月額		233,430 円	194,525 円	38,905 円
介護保険料徴収嘱託員	月額		178,686 円	148,905 円	29,781 円
江東区介護保険課窓口等事務職員	月額		209,414 円	174,512 円	34,902 円
介護保険認定調査員	月額		222,382 円	185,319 円	37,063 円
江東区介護保険給付適正化事務職 員	月額		217,740 円	181,450 円	36,290 円
江東区障害者余暇活動支援指導員	月額		219,264 円	182,720 円	36,544 円
江東区手話通訳者	日額		10,700 円	8,917 円	1,783 円
江東区手話通訳者	日額	(休日補充)	12,506 円	10,422 円	2,084 円
江東区障害者支援相談員	月額		238,945 円	199,121 円	39,824 円
江東区障害者就労・生活支援センタ ー相談員	月額		219,166 円	182,639 円	36,527 円
江東区国民健康保険給付事務嘱託 員	月額		246,212 円	205,177 円	41,035 円
江東区医療保険相談員	月額		211,620 円	176,350 円	35,270 円
江東区国民健康保険料等徴収嘱託	月額		178,686 円	148,905 円	29,781 円

員					
江東区国民健康保険料等収納事務補助職員	月額		209,414 円	174,512 円	34,902 円
江東区医療扶助支援員	月額		243,116 円	202,597 円	40,519 円
江東区受験生チャレンジ支援貸付相談員	月額		209,414 円	174,512 円	34,902 円
江東区中国残留邦人等地域生活支援事業相談員	月額		189,962 円	158,302 円	31,660 円
江東中国在留邦人等支援・相談員	日額		11,266 円	9,389 円	1,877 円
栄養士	日額		10,009 円	8,341 円	1,668 円
栄養士	時間額	(時間額)	2,001 円	1,668 円	333 円
歯科衛生士	日額	(5 時間)	10,009 円	8,341 円	1,668 円
歯科衛生士	日額	(6 時間)	12,010 円	10,009 円	2,001 円
検査技師	日額		10,009 円	8,341 円	1,668 円
保健師	時間額		2,005 円	1,671 円	334 円
助産師	時間額		2,005 円	1,671 円	334 円
看護師	時間額		2,005 円	1,671 円	334 円
医療相談専門員	日額		11,266 円	9,389 円	1,877 円
保育担当	時間額		1,512 円	1,260 円	252 円
検査補助	時間額		1,341 円	1,118 円	223 円
江東区児童館児童指導員	時間額		1,843 円	1,536 円	307 円
江東区児童館運営補助員	時間額		1,341 円	1,118 円	223 円
普通保育補助員	月額		124,794 円	103,995 円	20,799 円
零歳特例保育補助員	月額		167,326 円	139,439 円	27,887 円
乳児専門園普通保育補助員	月額		185,334 円	154,445 円	30,889 円
江東区立保育園栄養士(委託担当)	月額		213,657 円	178,048 円	35,609 円
江東区立保育園栄養士(0歳児担当)	月額		213,657 円	178,048 円	35,609 円
江東区立保育園栄養士(保育課)	月額		213,657 円	178,048 円	35,609 円
特例延長保育補助員(A～G)	時間額	(特例)	1,525 円	1,271 円	254 円
特例延長保育補助員(A～G)	時間額	(延長)	1,644 円	1,370 円	274 円
特例延長保育補助員(A～G)	時間額	(日中)	1,386 円	1,155 円	231 円
保育補助員	時間額		1,341 円	1,118 円	223 円
特例・延長保育補助員	時間額	(特例)	1,425 円	1,188 円	237 円
特例・延長保育補助員	時間額	(延長)	1,554 円	1,295 円	259 円
特例・延長保育補助員	時間額	(日中)	1,341 円	1,118 円	223 円
用務補助員	時間額		1,334 円	1,112 円	222 円
給食調理補助員	時間額		1,334 円	1,112 円	222 円
栄養士補助員	時間額		1,675 円	1,396 円	279 円
看護師補助員	時間額		2,005 円	1,671 円	334 円
江東区保育施設検査支援員	時間額		1,644 円	1,370 円	274 円
環境学習推進員①	月額		225,739 円	188,116 円	37,623 円

環境学習推進員②	月額		234,956 円	195,797 円	39,159 円
江東区清掃作業員	日額		10,172 円	8,477 円	1,695 円
江東区道路課技術職員	時間額		1,682 円	1,402 円	280 円
江東区道路等監察指導員	月額		211,620 円	176,350 円	35,270 円
江東区道路保全技術補助員	月額		211,620 円	176,350 円	35,270 円
江東区放置自転車対策作業員	時間額		1,341 円	1,118 円	223 円
監査業務補助員	時間額		1,732 円	1,444 円	288 円
監査専門員	月額		211,620 円	176,350 円	35,270 円
学校用務補助職員	時間額		1,334 円	1,112 円	222 円
学校警備補助職員	時間額		1,334 円	1,112 円	222 円
幼稚園相談員	月額		218,350 円	181,959 円	36,391 円
区立幼稚園預かり保育指導員	時間額		1,936 円	1,614 円	322 円
区立幼稚園預かり保育補助員	時間額		1,341 円	1,118 円	223 円
区立幼稚園未就園児の預かり保育指導員	時間額		1,936 円	1,614 円	322 円
区立幼稚園未就園児の預かり保育補助員	時間額		1,341 円	1,118 円	223 円
学校事務専門員	月額		173,858 円	144,882 円	28,976 円
学校事務専門員	時間額	(随時)	1,732 円	1,444 円	288 円
学校栄養職員	月額		233,893 円	194,911 円	38,982 円
学びスタンダード強化講師 T.T	時間額		2,055 円	1,713 円	342 円
栄養士補助	時間額	(資格有)	1,656 円	1,380 円	276 円
栄養士補助	時間額	(資格無)	1,341 円	1,118 円	223 円
江東区教育委員会相談員	月額		218,350 円	181,959 円	36,391 円
スクール・サポート・スタッフ	時間額		1,341 円	1,118 円	223 円
小1支援員	時間額		1,341 円	1,118 円	223 円
養護補助	時間額		1,656 円	1,380 円	276 円
江東区幼稚園補助職員	時間額		1,936 円	1,614 円	322 円
江東区俳句教育推進員	月額		218,350 円	181,959 円	36,391 円
江東区理科教育推進員	月額		218,350 円	181,959 円	36,391 円
江東区部活動教育推進員	月額		218,350 円	181,959 円	36,391 円
江東区特別支援教育心理専門員	月額	(月 15 日)	243,276 円	202,730 円	40,546 円
江東区特別支援教育心理専門員	月額	(月 16 日)	259,507 円	216,256 円	43,251 円
江東区特別支援教育アドバイザー	月額		246,212 円	205,177 円	41,035 円
学習支援員	時間額		1,580 円	1,317 円	263 円
江東区きっずクラブ児童指導員	時間額		1,843 円	1,536 円	307 円
江東区きっずクラブ児童指導補助員	時間額		1,341 円	1,118 円	223 円
教育相談心理専門員	日額		16,730 円	13,942 円	2,788 円

◎江東区告示第 4 5 1 号

都市計画の案について

東京都市計画区域区分の変更について、東京都知事から関係図書の写しの縦覧依頼があったので、次のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、東京都に対して意見書を提出することができる。

令和 6 年 1 2 月 2 日

江東区長 大久保 朋 果

記

都市計画の種類	東京都市計画区域区分 (江東区分)		
都市計画を定める土地の区域	市 街 化 区 域	追 加 する 部分	海の森一丁目、海の森二丁目及び海の森三丁目各地内並びに海の森三丁目地先
縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 (東京都庁第二本庁舎 1 2 階北側) 及び江東区役所都市整備部都市計画課 (庁舎 5 階)		
縦覧期間	公告日から 2 週間		
意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課		

◎江東区告示第 4 5 2 号

都市計画の案について

東京都市計画用途地域の変更について、東京都知事から関係図書の写しの縦覧依頼があったので、次のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、東京都に対して意見書を提出することができる。

令和 6 年 1 2 月 2 日

江東区長 大久保 朋 果

記

都市計画の種類	東京都市計画用途地域 (江東区分)		
都市計画を定める土地の区域	第 一 種 住 居 地 域	追 加 する 部分	海の森三丁目地内
	準 工 業 地 域	追 加 する 部分	海の森三丁目地先
	工 業 専 用 地 域	追 加 する 部分	海の森一丁目、海の森二丁目及び海の森三丁目

		各地内
縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 (東京都庁第二本庁舎 1 2 階北側) 及び江東区役所都市整備部都市計画課 (庁舎 5 階)	
縦覧期間	公告日から 2 週間	
意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課	

◎江東区告示第 4 5 3 号

都市計画の案について

東京都市計画臨港地区の変更について、東京都知事から関係図書の写しの縦覧依頼があったので、次のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、東京都に対して意見書を提出することができる。

令和 6 年 1 2 月 2 日

江東区長 大久保 朋 果

記

都市計画の種類	東京都市計画区域区分 (江東区分)		
都市計画を定める土地の区域	東 京 港 臨 港 地 区	追 加 する 部分	海の森一丁目、海の森二丁目及び海の森三丁目各地内並びに海の森三丁目地先
		削 除 する 部分	青海一丁目、青海二丁目及び有明三丁目各地内
縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 (東京都庁第二本庁舎 1 2 階北側) 及び江東区役所都市整備部都市計画課 (庁舎 5 階)		
縦覧期間	公告日から 2 週間		
意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課		

◎江東区告示第 4 5 4 号

都市計画の案について

東京都市計画下水道の変更について、東京都知事から関係図書の写しの縦覧依頼があったので、次のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、東京都に対して意見書を提出することができる。

令和 6 年 1 2 月 2 日

江東区長 大久保 朋 果

記

都市計画の種類	東京都市計画下水道（江東区分）		
都市計画を定める土地の区域	東京都下水道	追加する部分	海の森一丁目、海の森二丁目及び海の森三丁目各地内並びに海の森三丁目地先
縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎12階北側）及び江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）		
縦覧期間	公告日から2週間		
意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課		

記

整理番号	路線名	変更の区間	変更前の敷地の幅員
			変更後の敷地の幅員
1	城23号	江東区北砂四丁目1283番8先から 江東区北砂四丁目1283番12先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり

◎江東区告示第455号

都市計画の案について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、東京都市計画防火地域及び準防火地域にかかる都市計画の案を下記のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、本区に対して意見書を提出することができる。

令和6年12月2日

江東区長 大久保 朋 果

記

都市計画の種類	東京都市計画防火地域及び準防火地域		
都市計画を定める土地の区域	準防火地域	追加する部分	海の森一丁目、海の森二丁目及び海の森三丁目各地内並びに海の森三丁目地先
縦覧場所	江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）		
縦覧期間	公告日から2週間		
意見書の提出先	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課		

◎江東区告示第457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道の区域を下記のように変更する。

なお、その関係図面は、令和6年12月2日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和6年12月2日

江東区長 大久保 朋 果

特別区道城23号区域変更略図

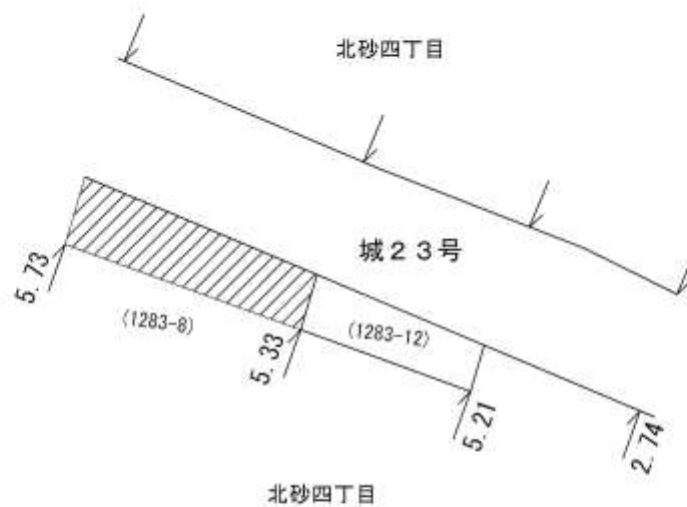
江東区北砂四丁目地内



編入区域

面積

14.25 平方メートル



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第461号

令和6年10月11日付江東区告示第375号
別図の一部を下記とおり訂正する。

令和6年12月2日

江東区長 大久保 朋 果
記

訂正前 変更後：576.1㎡ (－7.42
㎡)

訂正後 変更後：574.18㎡ (－9.34
㎡)

◎江東区告示第463号

介護保険法第79条第1項の規定により指定居
宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条
の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和6年12月4日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1370807180
- 2 事業所の名称及び所在地
ケアプランセンター故郷の家・東京
東京都江東区塩浜1-4-48
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
社会福祉法人こころの家族
大阪府堺市南区檜尾3360-12
理事長 田内 基
- 4 指定年月日
令和6年12月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第470号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整
備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第
28号）第15条第2項及び第23条第2項の規
定により保管した自転車で利用者等の確認がで
きないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても
当該自転車を返還することができない場合は、同
条例第15条第3項及び第23条第2項の規定に
より、当該自転車を処分する。

令和6年12月5日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第17号

下記により、令和6年第11回江東区教育委員
会定例会を招集する。

令和6年11月12日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和6年11月15日（金）
午前10時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
日程第1 議案第35号 江東区立幼稚園の
保育料に関する条
例施行規則等の一
部を改正する規則
日程第2 議案第36号 江東区立学校の警
備業務に従事する
職員勤務規程等
の一部を改正する規
程
日程第3 議案第37号 江東区立幼稚園設
置条例の一部を改
正する条例に関す
る意見聴取
- 4 報告事項
(1) 令和7年度生江東区奨学資金運用方針につ
いて ほか

◎江東区教育委員会告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第24
4条の2第3項の規定に基づき、図書館の指定管
理者を下記のとおり指定したので告示する。

令和6年11月13日

江東区教育委員会

記

- 1 施設の名称
江東区立東陽図書館、江東区立東雲図書館、
江東区立城東図書館、江東区立東大島図書館
- 2 指定管理者
東京都文京区大塚三丁目1番1号
株式会社図書館流通センター
代表取締役 谷一 文子
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日
まで

◎江東区教育委員会告示第 19 号

下記により、令和 6 年第 6 回江東区教育委員会臨時会を招集する。

令和 6 年 11 月 22 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

1 日時 令和 6 年 11 月 25 日 (月)

午前 9 時 30 分

2 場所 江東区役所

3 議題

日程第 1 議案第 38 号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取

日程第 2 議案第 39 号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

日程第 3 議案第 40 号 江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

4 報告事項

(1) 江東区学校施設の将来ビジョン (素案) について ほか

5 協議事項

(1) 令和 7 年度学校用務業務の委託実施校について

告 示 (選)

◎江東区選挙管理委員会告示第 64 号

公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 28 条第 4 号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり 3 名を抹消した。

令和 6 年 12 月 2 日

江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

◎江東区選挙管理委員会告示第 65 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律 (平成 16 年法律第 59 号) 第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 15 項の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 6 年 12 月 2 日

江東区選挙管理委員会

1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

8, 640

2 選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数

138, 668

3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

72, 000

区 議 会

◎区議会議決事項（令和 6 年第 4 回定例会）

1 1 月 2 7 日から開会した令和 6 年第 4 回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案（区長提出）

議案第 1 1 7 号 江東区職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例

議案第 1 1 8 号 江東区会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

議案第 1 1 9 号 江東区立幼稚園教育職員の
給与に関する条例の一部を
改正する条例

(以上 1 1 月 2 8 日原案可決)

